

暫定ケアプランの取扱いについて

1 暫定ケアプランとは

暫定ケアプランが必要となるのは

- ①被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでにサービスを先出する場合
- ②要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを先出する場合
- ③要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が認定更新有効期間中に確定しない場合

暫定ケアプランを作成する際には、当然介護度が確定しておりません。したがって作成時には「要支援1」から「要介護5」までのいずれかの具体的な認定結果を『暫定』的に想定し、通常のケアマネジメントプロセスを行う必要があります。

『暫定』といえども、「指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画」であることから、ケアプラン作成に当たって通常の居宅サービス計画作成と同様のケアマネジメントプロセスが必要であることは当然です。

アセスメント→ケアプラン原案作成→サービス担当者会議（欠席者への照会含む）→ケアプランの説明及び同意→ケアプランの交付（利用者及び担当者）→サービス実行→モニタリング

2 暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項

- ① 暫定ケアプランを実行する場合に、結果が非該当となったとき、又は暫定ケアプランに設定した要介護度等よりも低く認定されてしまったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又は家族に十分な説明を行うこと。
- ② 要介護等認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合にあっても、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）第13第6号から第11号までに定める一連の業務（ケアマネジメントプロセス）を行うこと。
- ③ 認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合、必ず居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが相互に連携を取りながら暫定ケアプランを作成すること。

3 認定結果に基づく対応

① 暫定ケアプランから本ケアプランの内容を変更しない場合

暫定ケアプラン作成時に一連の業務（ケアマネジメントプロセス）を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

改めての一連の業務（ケアマネジメントプロセス）は不要である。

ただし、本ケアプランについて利用者又はその家族に説明し、利用者本人から同意を得なければならない。

また、改めて本ケアプランを作成せず、暫定ケアプランを使用する場合は、必要事項を見え消しで訂正するなどにより、暫定ケアプランがそのまま本ケアプランに移行したことが分かるようにすること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、利用者本人から同意を得ること。

② 暫定ケアプランから本ケアプランの内容を変更する場合

暫定ケアプラン作成時に一連（ケアマネジメントプロセス）の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をする場合。

認定結果が出た後、速やかに一連の業務（ケアマネジメントプロセス）を行うこと。